

豊田市健康づくりつながり合い事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、幅広い世代や多様な主体同士のつながり合いにより健康づくりを創出し、市民の健康の増進及び健康づくりの輪の拡大を図る事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、補助対象事業者が実施する事業に要する費用を補助することにより、幅広い世代や多様な主体同士のつながり合いによる健康づくりを創出し、市民の健康増進及び健康づくりの輪の拡大を図ること目的とする。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる事業者とする。

（1）地区コミュニティ会議

（2）市内に所在する学校教育法第1条に規定する学校のうち高等学校

（3）市内に所在する学校教育法第1条に規定する学校のうち大学及び高等専門学校

（4）市内に所在する学校教育法第124条に規定する専修学校

（5）前各号のほか、市内に所在する法人のうち、常時使用する従業員が300人以下のもの（認可地縁団体を除く。）

（連携対象事業者）

第4条 この要綱において、連携対象事業者とは、前条各号に掲げる事業者及び次の各号に掲げる事業者とする。

（1）市内に所在するこども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び幼稚園

（2）市内に所在する学校教育法第1条に規定する学校のうち小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

（3）市内に所在する法人のうち、常時使用する従業員が300人を超えるものの（認可地縁団体を除く。）

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が、他の連携対象事業者と幅広い世代や多様な主体とのつながり合いを創出しながら、市内において、本要綱の施行日以後、新たに実施する健康づくり豊田21計画の推進に資する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

（1）豊田市税を滞納している者が実施する事業

- (2) 公序良俗に反する活動又は事業を行っている者が実施する事業
- (3) 豊田市若しくは豊田市の外郭団体又は他の公的機関からの補助金等を受け、又は委託等（指定管理を含む。）を受けている事業
- (4) 補助金の交付の目的に合致しない事業
- (5) 補助対象事業者が、自らと運営母体が同一の他の連携対象事業者とのみ連携して実施する事業
- (6) 補助対象事業者が、自らが該当する第3条各号に掲げる区分と同一の区分（補助対象事業者が同条第5号に該当する場合にあっては、第4条第3号に規定する区分を含む。）に該当する他の連携対象事業者とのみ連携して実施する事業（地区コミュニティ会議が他の地区コミュニティ会議と連携して実施する事業を除く。）
- (7) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる者が実施する事業
- (8) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者が実施する事業
- (9) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者が実施する事業
- (10) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者が実施する事業
- (11) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者が実施する事業
- (12) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者が実施する事業
- (13) 宗教上の教義の流布又は宗教の信者の強化育成につながる事業
- (14) 政治上の主義の流布につながる事業
- (15) その他市長が補助対象事業として適当でないと認めた事業

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

（補助金額等）

第7条 補助金の額は補助対象経費の総額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は1会計年度につき500,000円を限度とする。

（補助の制限）

第8条 補助金の交付は、1補助対象事業者につき、1会計年度において1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業に対する補助は、1会計年度において1回限りとする。

（事前の協議）

第9条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者は、補助対象事業に着手する1か月前までに、健康づくりつながり合い事業補助金事前協議書（様式第1号）を提出し、連携対象事業者、補助対象事業及び補助対象経費について、市と協議しなければならない。

（交付の申請）

第10条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者は、健康づくりつながり合い事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の掲げる書類を添付し、補助対象事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第3号）

（2）収支予算書（様式第4号）

（3）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、健康づくりつながり合い事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助対象事業者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。

4 市長は、補助金の交付を不適当と認めたときは、不交付の決定をし、健康づくりつながり合い事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により補助対象事業者に通知しなければならない。

5 第2項及び第4項の通知は、補助金の交付の申請があった日から起算して

30日以内に行わなければならない。

（計画変更）

第12条 補助対象事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに健康づくりつながり合い事業計画変更（廃止・中止）承認申請書（様式第7号。以下「変更承認申請書」という。）に次の掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）変更事業計画書（様式第8号。事業内容に変更がある場合に限る。）

（2）変更収支予算書（様式第9号。収支予算に変更がある場合に限る。）

（3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条第2項の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第13条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、健康づくりつながり合い事業補助金変更決定通知書（様式第10号）により、補助対象事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、健康づくりつながり合い事業実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書（様式第12号）

（2）収支決算書（様式第13号）

（3）補助対象事業に係る領収書の写し

（4）活動の様子を撮影した写真

（額の確定及び交付）

第15条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、健康づくりつながり合い事業補助金確定通知書（様式第14号）により補助対象事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第16条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（1）この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。

（2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(5) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表第 1（第 6 条関係）

補 助 対 象 経 費

費 目	補 助 対 象 経 費
報 償 費	講演等に対する謝礼（講師謝礼、出演料及び講師の旅費のみを補助対象とし、講師 1 人につき 1 回 1 0 0, 0 0 0 円（旅費を除く。）を限度とする。）
消耗品費	使用することで消費してしまう又は劣化しやすいもの及び長期間の保存に耐えないもの等を購入するための経費（補助対象事業の参加者に配布する啓発物品は、参加者 1 人につき 3 0 0 円までとし、5 0, 0 0 0 円を限度とする。なお、飲食物を購入するための経費は補助対象外とする。）
燃料費	工具、器具及び備品等の燃料に係る経費
印刷製本費	チラシ、リーフレット等を作成するための経費（無料で配布する印刷物の場合は、単価 1 0 0 円／部を限度とする。）
賄材料費	健康づくりをテーマとした減塩、野菜 3 5 0 g 等の周知・啓発を図ることを目的として、調理を必要とする食材等を購入するための経費（補助対象事業者又は連携対象事業者のみが食べるための経費及び調理を必要としない飲食物を購入するための経費を除く。）
通信運搬費	郵便料金及び物品等の運搬に係る経費
広告料	事業を周知させるために、新聞、CATV、民間TV等の放送局などに直接依頼するCM、広告等に係る経費
手数料	サービスの提供に係る経費
筆耕翻訳料	通訳及び翻訳に係る経費
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険等の経費（事業のために必要な最小限の保険料とする。）
使用料及び賃借料	機械、器具等の借上料及び施設、物品等を使用するための経費（バス借上料については、年間 3 0, 0 0 0 円かつ 1 事業につき 1 回を限度とする。）

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（協議者） 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____
電 話 番 号 _____

年度 健康づくりつながり合い事業補助金事前協議書

年度において健康づくりつながり合い事業を実施したいので、豊田
市健康づくりつながり合い補助事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、
次のとおり協議します。

連携対象事業者	連携内容及び事業における役割分担

補助事業の 目 的	
補助事業の 内 容	

補助対象 経費	項 目	内 容

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者） 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____
電 話 番 号 _____

年度 健康づくりつながり合い事業補助金交付申請書

年度において健康づくりつながり合い事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業名	
補 助 金 交 付 申 請 額	金 円
補助事業の 目 的	
補助事業の 内 容	

- 添付種類 1 事業計画書
2 収支予算書
3 申請者が法人である場合は、定款、寄附行為その他これらに類する書類
4 申請者が法人である場合は、役員の氏名（読み仮名付き）、役職名及び住所が記載された書類
5 その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

事業計画書

補助対象事業者の名称	
------------	--

連携対象事業者	連携内容及び事業における役割分担

月	事業の内容	活動場所・人数等
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
1 0 月		
1 1 月		
1 2 月		
1 月		
2 月		
3 月		

注意 健康づくりつながり合い事業に係る活動計画を記載してください。
欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

様式第4号（第10条関係）

収支予算書

補助対象事業者の名称	
------------	--

1 収入の部

単位：円

項 目	金 額	備 考
市 補 助 金		
補助対象事業者 負担金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

単位：円

項 目	事業費	補助金額	内 訳	備 考
合 計				

豊 発第 号

（申請者）所 在 地
名 称
代表者氏名 様

年度 健康づくりつながり合い事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度健康づくり
つながり合い事業につきましては、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定に
より次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長 印

補助事業名	
補助金の額	金 円
交付の条件	

- 注意 1 補助対象事業の実施に当たって法令等の許認可等が必要な場合は、必ず当該許認可を受けてください。
- 2 補助対象事業の計画を変更（廃止及び中止を含みます。）しようとする場合は、市長の承認を受けてください。
- 3 補助金の使途が不適切であると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

査 定 書

補助対象事業者の名称	
------------	--

1 査定結果

単位：円

項 目	事業費※	補助対象経費	補助金額	査定基準・理由
合 計				補助金額 (千円未満切捨て)

※申請書添付の予算書から転記

2 補助金交付の条件

3 その他の意見

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

（申請者）所 在 地
名 称
代表者氏名 様

豊田市長 印

年度 健康づくりつながり合い事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度健康づくり
つながり合い事業につきましては、豊田市健康づくりつながり合い事業補助
金交付要綱第 1 1 条第 4 項の規定により不交付と決定しましたので、通知しま
す。

補助事業名	
不交付とした理由	

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者） 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____
電 話 番 号 _____

年度 健康づくりつながり合い事業計画変更（廃止・中止）承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました
年度健康づくりつながり合い事業につきましては、次のとおり計画を
変更（廃止・中止）したいので、豊田市補助金等交付規則第 8 条の規定により
承認いただきたく、申請します。

補助事業名		
補助金申請額	変 更 前	金 円
	変 更 後	金 円
変更（廃止・中止） の理由		
計画変更の内容		

記入上の注意 廃止又は中止の場合は、「補助金申請額欄」及び「計画変更の
内容欄」への記入は不要です。

- 添付書類 1 変更事業計画書（当初申請の記載内容に変更がない場合は省略可）
2 変更収支予算書（当初申請の記載内容に変更がない場合は省略可）
3 その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

変更事業計画書

補助対象事業者の名称	
------------	--

連携対象事業者	連携内容及び事業における役割分担

月	事業の内容	活動場所・人数等
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

注意 変更箇所・変更内容が分かるように記入してください。

様式第9号（第12条関係）

変更収支予算書

補助対象事業者の名称	
------------	--

1 収入の部 単位：円

項 目		金 額		備 考
		変更前	変更後	
市補助金				
補助対象事業者負担金				
その他				
合 計				

2 支出の部 単位：円

項 目	事業費		補助金額		備 考 (内 訳)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計					

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

豊 発第 号
年 月 日

（申請者）所在地
名称
代表者氏名 様

豊田市長 印

豊田市健康づくりつながり合い事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました 年度
健康づくりつながり合い事業に対する補助金等の交付決定を次のとおり変更し
ましたので、豊田市補助金等交付規則第 9 条の規定により通知します。

補 助 事 業 名		
補 助 金 の 額	変 更 前	金 円
	変 更 後	金 円
計 画 変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 条 件		

変更予算査定書

補助対象事業者の名称	
------------	--

1 査定結果

単位：円

項目	事業費※		補助対象経費		補助金額		査定基準・理由
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計							

※申請書添付の予算書から転記

2 補助金交付の条件

3 その他の意見

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者） 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____
電 話 番 号 _____

健康づくりつながり合い事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました 年度健康づくりつながり合い事業が完了（廃止・中止）しましたので、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業名	
事業の実績	
事業の効果	

- 添付書類 1 事業報告書
2 収支決算書
3 領収書の写し
4 活動の様子を撮影した写真

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

事業報告書

補助対象事業者の名称	
------------	--

連携対象事業者	連携内容及び事業における役割分担

連携の効果	
-------	--

月	事業の内容	活動場所・人数等
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
1 0 月		
1 1 月		
1 2 月		
1 月		
2 月		
3 月		

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

収支決算書

補助対象事業者の名称	
------------	--

（ 1 ） 収入の部

単位：円

項 目		予 算 額	決 算 額	備 考
市補助金				
補助対象事業者負担金				
その他				
合 計				

（ 2 ） 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額		決 算 額		備 考
	事業費	補助金額	事業費	補助金額	
合 計					

豊 発第 号

（申請者）所 在 地
名 称
代表者氏名 様

健康づくりつながり合い事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました 年度健康づくりつながり合い事業につきましては、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長 印

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 額	金 円

※変更の内容（交付決定額から変更がある場合）

単位：円

区 分	変 更 前	変 更 後
補 助 対 象 経 費		
補 助 金 額		